

# 償却資産の申告は 令和3年2月1日(月)まで

## ■資産の種類

構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、庭園、その他土地に定着する土木設備など
構築物 建物附属設備	受・変電設備、建物から独立した設備など(家屋に含めて評価されるものは除く) 建物の所有者以外の方が施工した造作など
機械および装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械・装置など
船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両 および運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車、台車など
工具、器具 および備品	パソコン、陳列ケース、看板、測定工具、事務机・椅子、ロッカー、冷蔵庫、自動販売機など

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されているものが対象になります。

令和3年1月1日現在所有している償却資産については、令和3年度の課税対象となります。

申告期限は2月1日(月)までです。

※期限間近になると大変混雑します。1月12日(火)までの早期申告にご協力をお願いします。

なお、次の①～④は、課税対象になりません。

①耐用年数1年未満の資産  
②取得価格が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの

税務課資産税係(☎983-2480)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が一定以上減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税分に限り、固定資産税・都市計画税の軽減を行います。なお、軽減を受けるには申告が必要です。

**対象者**  
新型コロナウイルス感染症の

## 事業用家屋・償却資産に係る 固定資産税・都市計画税を軽減します

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月～10月の任意の連続した3カ月の事業収入が前年の同期間と比較して30%以上減少している中小事業者等

※中小事業者等の範囲については、中小企業庁のホームページにてご確認ください。

**対象となる資産(土地は対象外)**

事業用家屋(事業の用に供している部分のみ対象)、償却資産

**申告の流れ**

①特例適用の要件に合致しているか、認定経営革新等支援機関等に確認依頼を行う。  
②同機関等から確認(確認書発行)を受けた後、税務課資産税係に軽減の申告をする。

※認定経営革新等支援機関等の一覧は、中小企業庁または金融庁のホームページにてご確認ください。

**申告期限**  
令和3年2月1日(月)まで

※期限を過ぎると、軽減が受けられなくなるため、必ず期限までに申告してください。

**提出書類**

①特例申告書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)

②特例対象資産一覧  
③収入が減少したことを証する書類(会計帳簿や青色申告決算書等の写し)  
④特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(青色申告決算書や見取り図等の写し)  
※本制度の詳細や申告様式等につきましては、市のホームページにてご確認ください(次のQRコードからアクセスできます)。



## 事業主の皆さんへ

### 個人住民税の 特別徴収をお願いします

京都府内全市町村と京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています。

個人住民税は、個人市町村民税および府民税を合わせたもので、1月1日現在で従業員等が居住する市町村で徴収されます。

徴収方法のうち、給与支払者(事業主)が所得税の源泉徴収と同様に、従業員等に支払う毎月の給与から個人住民税を差し引き、市町村に納入する特別徴収制度があります。

原則、所得税の源泉徴収義務がある事業主は、特別徴収義務者としてパートやアルバイト・従業員等の皆さんは、金融機

関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。

▽年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収(納税義務者が直接納付)より1回あたりの負担額が少なくなります。

●手続き等  
毎年1月31日までに給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を該当市町村へ提出していただきますが、その際に総括表等に「特別徴収」する旨を記載してください。

●特別徴収のメリット  
▽個人住民税の税額計算は市町村が行います。所得税のよ

うに事業主の皆さんが税額の計算や年末調整をする手間がかりません。

▽従業員等の皆さんは、金融機関に納税口座を開設し、給与支払者(事業主)から給与振込の際に個人住民税の特別徴収を依頼してください。

### 令和3年度申告から償却資産申告書の提出先が変わります

これまで、償却資産申告書は、償却資産がある市町村に提出していただきましたが、令和3年度償却資産申告書から提出先が

京都府内の市町村(京都市を除く)は、京都府内市町村(京都市を除く)は、市税務課資産税係に提出して

税務課市民税係(☎983-1113、983-2164)

## コンビニで税の証明が取得できます

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。

コンビニ等にあるマルチコピー機を使って、案内画面に表示される「行政サービス」のメニューを選択し、手順に従って操作してください。

※利用にはマイナンバーカードと方印受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です。

取得できる証明書  
令和2年度所得証明書、課税(非課税)証明書  
※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映までに時間がかかる場合があります。

サービスの利用時間  
午前6時30分～午後11時(土・日・祝日含む) ※12月29日～1月3日は利用不可。

交付手数料  
1通300円

※利用可能な店舗や利用方法など、詳しくはお問い合わせください。

## 市税は納期内に納付を

市・府民税(第4期分)  
国民健康保険料(第7期分)  
の納期限は  
12月28日(月)です

市税(料)は、行政サービスを提供するうえで大切な財源です。納期限までに市税取扱金融機関、コンビニまたは市役所で納付してください。

納期限までに納付されず滞納となった場合は、督促状(督促手数料100円を加算)を送付後に京都府税務機構(京都府と府内25市町村(京都市を除く)の税業務を行う広域連合)に徴収権限を移管します。

### 便利な口座振替の利用を

口座振替は市税取扱金融機関(市

外の金融機関には申込書がない場合あり)、または税務課収納係で受け付けています。

12月15日(火)までに手続きをすると、納期が令和3年1月末の国民健康保険料第8期分から振替できます。

※ゆうちょ銀行の口座振替は、直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。※口座振替申込書を自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される場合は、早めに税務課収納係までご連絡ください。

▽口座振替ができる税目等  
市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料

＜納入済通知書について＞  
国民健康保険料を口座振替または納付書により納入の人全員に、所得税または市・府民税の申告に利用できる納入済通知書を令和3年1月末に送付します。

税務課収納係(☎983-2481)